

当法人からのお知らせ

建設業法(令和3年4月1日)ならびに国土交通省告示第246号(令和3年3月26日)が改定され経営事項審査におけるCPDの活用が明確になり、**同告示別表18により当法人がCPD認定団体として明記されました。**

また、建設業法第27条の23第3項の改定により経営事項審査の項目及び基準が示され、「その他審査項目(社会性等)」に「W10 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」が追加され、現行最高点1,966点から**最高点2,061点に変更**になり、「W10 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」を評価するには、**告示別表18により認定された団体のCPD実績証明書が必要となります。**

当法人はCPDの活動は信頼があり建築設備分野の団体では唯一、日本工学会 CPD 協議会、建築設備士関係団体 CPD 協議会、建築 CPD 運営会議、建設系 CPD 協議会に所属している団体になります。

ぜひ、貴社の技術系社員の継続的な教育意欲を促進するためにも、SHASE-CPD をご活用ください。

1. 当法人の設備技術者継続能力開発システム(Continuing Professional Development)制度について

当法人のCPDは、わが国においても産業構造の変化、国際化に対応し、科学技術を担う技術者の継続能力開発が求められるようになり、APEC相互認証にCPD**(年間推奨50ポイント)**が義務づけられ、これらの社会的要請に基づき、設備技術者の自己学習(継続能力開発)を支援するための「設備技術者継続能力開発システム(Continuing Professional Development)」(以下、「CPD」という。)として制度化し現在に至っております。

2. 経営事項審査のW10に係わる改正点

- 1) 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価する。
- 2) 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、**審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。**
- 3) 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価する。
- 4) 評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

- 5) 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される。

各技術者のCPD単位

$$\left[\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{審査対象年}} \right] \div \left[\frac{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}}{\text{審査対象年}} \right] \times 30$$

以上